

議員提出議案第1号

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し断固抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和4年3月7日提出

南相馬市議会議長 中 川 庄 一 様

提出者	南相馬市議会議員	鈴木	昌一
賛成者	南相馬市議会議員	小川	尚一
〃	〃	太田	淳一
〃	〃	今村	裕
〃	〃	栗村	文夫
〃	〃	大山	弘一
〃	〃	志賀	稔宗

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し断固抗議する決議（案）

ロシアのプーチン政権によるウクライナへの侵略は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。すでに先制攻撃により、何の非もなく日常生活を送っていた多数の民間人を含む人々の命が奪われている。

このような侵略行為は、明らかにウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法違反であり、この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。

ロシアは国際社会の強い自制の求めにもかかわらず、侵略行為を継続しており、首都キエフにまで侵攻し、市民への被害の拡大はとどまることなく、全土に広がると憂慮される。このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、最も強い言葉で非難する。

ここに、南相馬市議会は、ロシアに対し、人権を侵害するウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう求めるものである。

日本政府は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権と領土の一体性、独立を支持することを改めて表明するとともに、唯一の被爆国として、ロシア大統領の核兵器使用を示唆する発言と行動の撤回を強く求めながら、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、無条件でのロシア軍の撤退を

求めるよう要請する。

さらに日本政府が在留邦人の安全確保と、人道支援において積極的なウクライナ難民の受け入れに、国際社会と一致した措置をとることを支持する。

以上、決議する。

令和4年3月7日

福島県南相馬市議会